

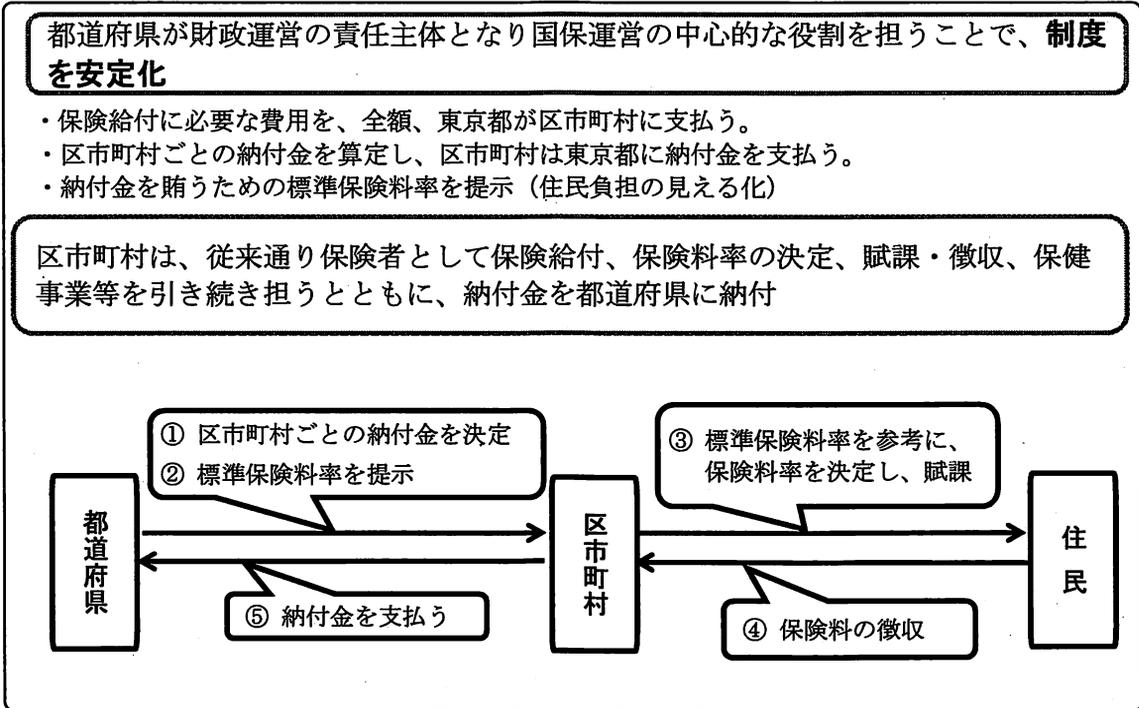
令和6年度 第2回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険税改定（税率改定）関係】

- 1 小金井市国民健康保険税の見直しについて
 - (1) 納付金・標準税率・保険税調定額について
— 納付金から保険税調定額までの算出方法の説明 — 資料 1
 - (2) 令和7年度国民健康保険税算定の考え方について 資料 2
 - (3) 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表 資料 3
— 改定案による国民健康保険税改定の内容の説明 —
 - (4) 小金井市国民健康保険税税率改定状況 資料 4
 - (5) 令和6年度26市国民健康保険税（料）率等の状況 資料 5

納付金・標準保険料率・保険税調定額について

1 改革の概要



2 納付金の算定方法

○医療費水準の反映
 →令和7年度は医療費指数反映係数 $\alpha = 0.66$ とし、翌年度以降も段階的に引き下げる（令和5年度までは $\alpha = 1$ （医療費水準を完全に反映）、令和6年度は $\alpha = 0.83$ ）
 （理由）
 ・ 納付金ベースの統一に向けて、現時点において、東京都全体で、令和11年度に $\alpha = 0$ （医療費水準を納付金の配分に反映させない）考え方であるため

○所得水準の反映
 →都の所得水準（医療分：1.35 応能分：応益分=57：43（1.35：1））を反映
 （理由）
 ・ 同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

項目	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
医療給付費 7,832億円	3,576 億円	2,295 億円	4,361 億円
後期支援金 1,728億円			
介護納付金 672億円			

3 標準保険料率の算定方法

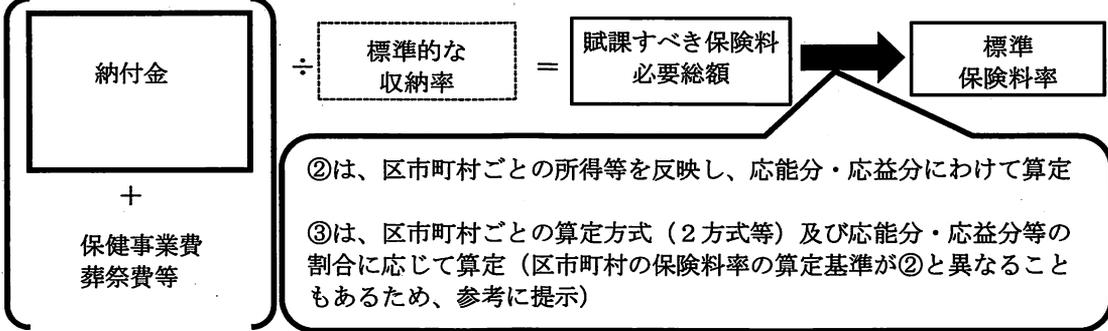
○標準保険料率の2つの役割

- (1)各市区町村のあるべき保険料率（標準的な住民負担）の見える化
- (2)各市区町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○都道府県は、各市区町村に対して、以下の3つの標準保険料率を示す。

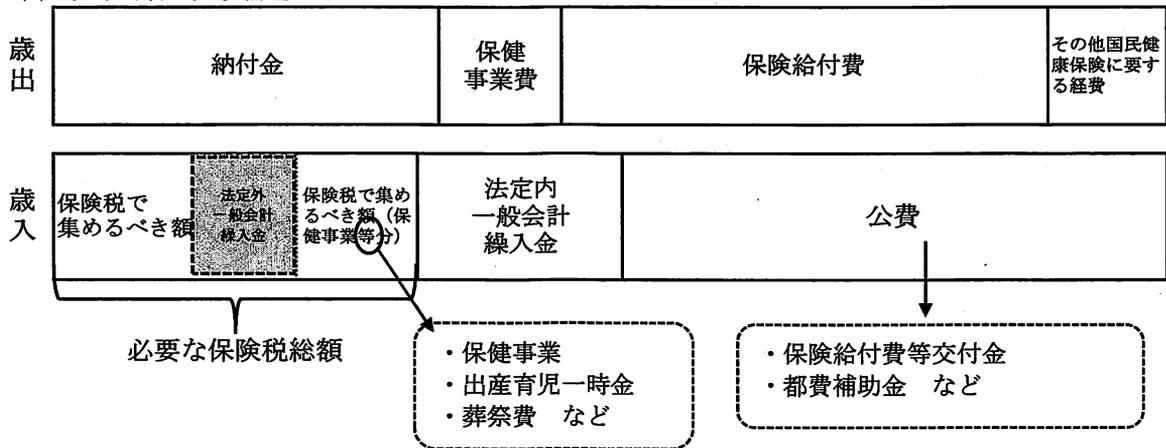
①都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②市区町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による市区町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式（所得割及び均等割）
③市区町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	各市区町村の算定基準に基づく保険料率

■②市区町村標準保険料率及び③市区町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



4 保険税調定額の算出方法

(1) 市区町村の財政構造のイメージ



(2) 保険税調定額の算出方法

納付金に、保健事業費及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等を加算し、そこから法定内一般会計繰入金及び保険給付費等交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた額が「必要な保険税総額」となる。

必要な保険税総額を「標準的な収納率」で割り戻し、「保険税調定額」を算出する。

設定した保険税率で算出した保険税調定額が、必要な保険税総額に満たない場合は法定外一般会計繰入金で補填することになる。

5 令和7年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額

単位 円

	医療分	後期分	介護分	合計
納付金 (d)	2,485,613,675	899,635,960	317,685,969	3,702,935,604
必要な保険税総額 (e)	2,143,914,813	841,375,280	293,314,893	3,278,604,986
標準的な収納率 (s)	97.29%	97.29%	96.71%	
保険税調定額 (e')	2,203,633,275	864,811,676	303,293,241	3,371,738,192

6 令和7年度仮係数に基づく標準保険料率

	医療分		後期支援分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①都道府県標準保険料率	8.08%	49,431円	2.91%	17,541円	2.47%	17,955円
②区市町村標準保険料率	7.19%	44,003円	2.84%	17,104円	2.40%	17,449円
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	7.67%	35,021円	2.60%	17,489円	2.31%	17,772円

1 令和7年度標準保険料率と令和6年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
都道府県標準保険料率	8.08%	49,431円	2.91%	17,541円	2.47%	17,955円
区市町村標準保険料率	7.19%	44,003円	2.84%	17,104円	2.40%	17,449円
区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	7.67%	35,021円	2.60%	17,489円	2.31%	17,772円
令和6年度保険税率	6.04%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円

2 令和7年度保険税率算定の考え方

(1) 税率改定検討の前提

- 将来的な保険料率水準の統一化に向けて、標準保険料率に近づけていく。
- 一般会計からの法定外繰入を計画的・段階的に解消・削減していく。
- 将来にわたる被保険者の急激な負担増とならないよう配慮する。

(2) 改定案の提案理由

(1)の条件で検討し、次の方針に基づき、改定案を策定した。

- 現行の税率と区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率を比較した場合に、医療分において、所得割及び均等割は乖離があるため引き上げることとする。支援分及び介護分の所得割及び均等割は区市町村標準保険料率との乖離が比較的少ないことから、今回は改定しない。

3 令和7年度保険税率改定案

(1) 令和7年度保険税率改定案

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和7年度保険税率改定案	6.54%	30,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円

(2) 令和7年度保険税率改定案と令和6年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和7年度保険税率改定案	6.54%	30,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円
令和6年度保険税率	6.04%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円
差	0.50%	4,000円	0.00%	0円	0.00%	0円

小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	6.04%	6.54%	0.50%
均等割	26,000円	30,000円	4,000円
賦課限度額	650,000円	650,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	1,717,009	1,850,531	133,522
均等割総額 ㉟	572,733	653,141	80,408
低所得者軽減額等 ㊱	142,960	161,774	18,814
賦課限度額超過額 ㊲	487,321	545,981	58,660
増減調整額 ㊳	142,011	142,011	0
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	1,517,450	1,653,906	136,456
応能割応益割の構成比率	応能割68.22% 応益割31.78%	応能割66.64% 応益割33.36%	
調定見込額改定率	8.99%		

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	2.05%	2.05%	0.00%
均等割	13,000円	13,000円	0円
賦課限度額	240,000円	240,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	581,994	581,994	0
均等割総額 ㉟	285,991	285,991	0
低所得者軽減額等 ㊱	67,887	67,887	0
賦課限度額超過額 ㊲	162,122	162,122	0
増減調整額 ㊳	57,390	57,390	0
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	580,586	580,586	0
応能割応益割の構成比率	応能割59.48% 応益割40.52%	応能割59.48% 応益割40.52%	
調定見込額改定率	0.00%		

(3) 介護分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	2.00%	2.00%	0.00%
均等割	15,000円	15,000円	0円
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㊶	221,100	221,100	0
均等割総額 ㊷	115,292	115,292	0
低所得者軽減額等 ㊸	26,373	26,373	0
賦課限度額超過額 ㊹	59,492	59,492	0
増減調整額 ㊺	27,978	27,978	0
調定見込額 (㊶+㊷) - (㊸+㊹+㊺)	222,549	222,549	0
応能割応益割の構成比率	応能割58.36% 応益割41.64%	応能割58.36% 応益割41.64%	
調定見込額改定率	0.00%		

(4) 全体分

	改定前	改定後	改定に伴う影響(増減)
調定見込額	2,320,585千円	2,457,041千円	136,456千円
応能割、応益割の構成比率	応能割 65.03% 応益割 34.97%	応能割 64.14% 応益割 35.86%	応能割△0.89% 応益割 0.89%

	増減率
改定に伴う調定額全体分の増減率	5.88%

(5) 一人当たりの国民健康保険税(医療分・支援分・介護分)

被保険者総数(令和7年度平均見込)	20,316人
-------------------	---------

	改定前	改定後	一人当たりの影響額
一人当たりの国民健康保険税 (医療分・支援分・介護分)	114,225円	120,941円	6,716円

小金井市国民健康保険税税率改定状況

資料 4

年 度	医療分					後期高齢者支援金分			介護分			備考 (法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割	応益割	限度額	応能割	応益割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	均等割		所得割	均等割		
平成28年度	5.5%		21,000円	6,600円	54万円	1.95%	14,000円	19万円	1.9%	16,000円	16万円	医療分：54万円 後期高齢者支援金分：19万円
平成29年度												
平成30年度			26,000円	0円	58万円							医療分：58万円
令和元年度	5.55%				61万円	2.05%	13,000円		2.00%	15,000円		医療分：61万円
令和2年度	5.75%				63万円						17万円	医療分：63万円 介護分：17万円
令和3年度												
令和4年度	6.04%				65万円			20万円				医療分：65万円 後期高齢者支援金分：20万円
令和5年度								22万円				後期高齢者支援金分：22万円
令和6年度								24万円				後期高齢者支援金分：24万円
令和7年度 (案)	6.54%		30,000円									

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

令和6年度 26市国民健康保険税(料)率等の状況

資料5

	国民健康保険税(料)率・賦課限度額															7割 5割 2割 軽減	6割 4割 軽減	
	基礎課税(賦課)分					後期高齢者支援金等課税(賦課)分					介護納付金課税(賦課)分							
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)			
1	八王子市	7.73	—	46,500	—	65	2.83	—	16,600	—	24	2.28	—	16,700	—	17	○	
2	立川市	6.58	—	32,100	—	63	2.24	—	11,700	—	21	1.69	—	14,500	—	16	○	
3	武蔵野市	5.62	—	31,000	—	65	1.95	—	11,300	—	22	1.65	—	13,600	—	17	○	
4	三鷹市	5.70	—	29,000	—	65	2.20	—	11,800	—	24	1.60	—	13,400	—	17	○	
5	青梅市	6.25	—	33,000	—	65	2.07	—	12,000	—	24	1.95	—	13,100	—	17	○	
6	府中市	5.05	—	23,720	—	65	1.64	—	7,440	—	22	1.64	—	9,840	—	17	○	
7	昭島市	5.60	—	27,500	—	65	2.25	—	11,500	—	22	1.70	—	14,500	—	17	○	
8	調布市	5.52	—	29,000	—	65	1.98	—	10,300	—	22	1.75	—	12,000	—	17	○	
9	町田市	6.61	—	38,900	—	65	2.22	—	12,900	—	24	2.00	—	15,000	—	17	○	
10	小金井市	6.04	—	26,000	—	65	2.05	—	13,000	—	24	2.00	—	15,000	—	17	○	
11	小平市	6.01	—	27,000	—	65	2.29	—	12,900	—	22	1.85	—	15,900	—	17	○	
12	日野市	5.60	—	32,400	—	65	1.90	—	11,400	—	24	1.90	—	14,100	—	17	○	
13	東村山市	6.70	—	40,800	—	65	2.25	—	13,500	—	24	2.15	—	16,000	—	17	○	
14	国分寺市	6.00	—	28,000	—	65	1.98	—	12,000	—	22	1.84	—	14,000	—	17	○	
15	国立市	5.50	—	20,000	—	65	1.80	—	10,000	—	24	1.85	—	11,000	—	17	○	
16	福生市	5.39	—	29,700	—	65	2.25	—	13,200	—	24	1.79	—	14,000	—	17	○	
17	狛江市	5.65	—	27,900	—	65	1.97	—	11,300	—	24	1.84	—	13,600	—	17	○	
18	東大和市	7.42	—	37,200	—	65	2.50	—	12,300	—	24	2.45	—	14,100	—	17	○	
19	清瀬市	5.92	—	28,000	—	65	2.01	—	10,000	—	24	1.90	—	13,000	—	17	○	
20	東久留米市	5.81	—	35,900	—	65	2.18	—	13,200	—	24	1.94	—	14,400	—	17	○	
21	武蔵村山市	6.75	—	35,200	—	65	1.81	—	12,500	—	24	1.76	—	13,000	—	17	○	
22	多摩市	5.81	—	29,300	—	65	1.89	—	12,000	—	24	1.68	—	12,200	—	17	○	
23	稲城市	5.73	—	37,200	—	65	1.37	—	9,400	—	24	2.19	—	13,100	—	17	○	
24	羽村市	6.43	—	27,300	—	65	2.33	—	11,200	—	24	2.15	—	13,100	—	17	○	
25	あきる野市	5.79	—	30,000	—	65	2.08	—	11,400	—	24	1.97	—	13,500	—	17	○	
26	西東京市	5.41	—	31,600	—	65	1.68	—	6,500	—	24	1.64	—	14,300	—	17	○	
	市部平均	6.02	—	31,316	—	65	2.07	—	11,590	—	23	1.89	—	13,728	—	17	26	—

※網掛け部分は令和5年度から改定されている。